

富岡町告示第 35 号

富岡町くらし向上委員会設置要綱を次のように定める。

平成 29 年 9 月 19 日

富岡町長 宮 本 皓 一

### 富岡町くらし向上委員会設置要綱

#### (設置)

第 1 条 富岡町災害復興計画（第二次）及び富岡町帰町計画（まち・ひと・しごと創生総合戦略）に基づいた復興施策の進捗状況や町の現状を専門的見地から客観的に評価し、これらの結果を踏まえ、更なる生活環境の向上を図るための取組等を町に提言するため、関係機関や産業界等の幅広い分野からなる委員で構成する富岡町くらし向上委員会（以下「向上委員会」という）を設置する。

#### (所掌事項)

第 2 条 向上委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 復興施策の進捗及び町の現況等の客観的な評価に関すること。
- (2) 更なる生活環境の充実政策に関すること。
- (3) その他、必要な事項に関すること。

#### (組織)

第 3 条 向上委員会は別表に掲げる者をもって組織し、町長が委嘱する。

2 委員の報酬は無報酬とする。

#### (任期)

第 4 条 委員の任期は平成 31 年 3 月 31 日までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、町長が指名するものとし、副委員長は委員長が指名により決定するものとする。

- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 委員会の会議は、その目的により、委員の一部をもって開くことができる。
  - 3 委員会は、必要があると認められるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

#### (会議の取扱い)

- 第7条 会議については、原則公開とする。
- 2 会議に提出した資料及び開催結果については、会議終了後公開とする。

#### (庶務)

- 第8条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

#### (その他)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項等は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。  
(富岡町埴町検討委員会設置要綱の廃止)
- 2 富岡町埴町検討委員会設置要綱(平成27年富岡町要綱第25号)は、廃止する。

〔第3条別表〕

富岡町くらし向上委員会 委員

No.	所属等	備考
1	富岡町除染検証委員会	除染
2	長崎大学	健康管理
3	福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会	廃炉措置
4	福島県双葉警察署	防犯
5	双葉地方広域市町村圏組合 富岡消防署	防火
6	不動産業代表	住居確保
7	富岡町商工会	産業（商工）
8	富岡町農業復興組合	産業（農業）
9	町内金融機関	地方創生
10	町内医療機関	医療
11	富岡町社会福祉協議会	福祉
12	富岡町教育委員会	教育環境
13	富岡町立富岡第一小・中、第二小・中学校長	学校教育
14	富岡町社会教育委員	文化継承
15	富岡町災害復興計画検討委員会	環境向上
16	双葉地方町村会・双葉地方広域市町村圏組合	広域連携